

第87回

定時株主総会招集ご通知

■ 日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（開場午前9時15分）

■ 場所

東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋 D・E会議室

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



パソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/4409/>

株主各位

証券コード 4409
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月4日)
東京都中央区明石町6番4号



東邦化学工業株式会社

代表取締役社長 **中崎 龍雄**

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上での下記当社ウェブサイト「第87回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://toho-chem.co.jp>)
上記当社ウェブサイトへアクセスして、「IR情報」「IRニュース」「IR資料」を順に選択の上、ご覧ください。

また、上記のほか、インターネット上での下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト
(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)
上記ウェブサイトへアクセスして、当社名(東邦化学工業)又は証券コード(4409)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月26日(水曜日)午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]
当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（開場午前9時15分）

2. 場 所 東京都中央区日本橋2-7-1 東京日本橋タワー4階
ベルサール東京日本橋D・E会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項	1. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	2. 第87期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 取締役9名選任の件
	第3号議案 監査役1名選任の件
	第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記に掲載している各ウェブサイトにもその旨並びに修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席されない場合

● インターネットによる議決権行使



4ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照の上、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時15分まで

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

- 賛否の表示のない場合、「賛」の表示があったものとして、お取り扱いいたします。
- 第2号議案で、一部の候補者の賛否を表示する場合
⇒ 「賛」の欄に○印をし、除外する候補者の番号をご記入ください。

行使期限 2024年6月26日（水曜日）午後5時15分到着分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権のお取り扱い

複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。また、議決権行使書とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、議決権行使書とインターネットによる行使が同日に到着した場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月27日（木曜日）午前10時
（開場午前9時15分）

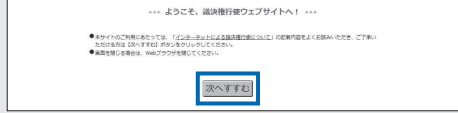
開催場所 ベルサール東京日本橋 D・E会議室

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合

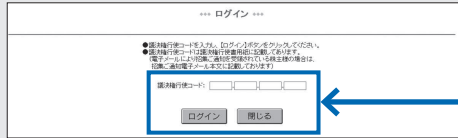
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス <https://www.web54.net>

「次へすすむ」をクリックしてください。



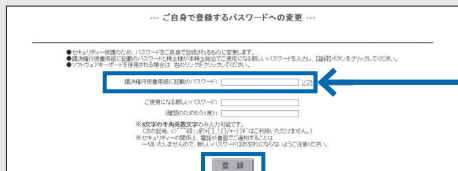
2 議決権行使コードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定の上、「登録」をクリックしてください。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合



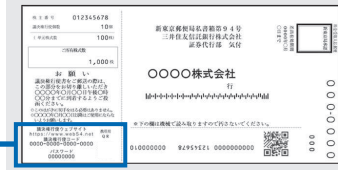
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取り

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
(専用ダイヤル)

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当の充実と内部留保の重視の両者をバランスさせていくことを利益配分の基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期業績等の状況を総合的に勘案した結果、2024年3月期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	▶	金 銭
② 配当財産の 割当てに関する事項 及びその総額	▶	当社普通株式1株につき……金17円 配当総額………357,476,136円
③ 剰余金の配当が 効力を生じる日	▶	2024年6月28日

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役中崎龍雄、永岡幹人、脇田雅元、中野憲一、下田晴久、池田亮、川崎正一、川越弘三の8氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役江藤俊幸氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任いたします。つきましては、社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

な か ざ き

た つ お

中崎

龍雄

(1945年10月14日生)

所有する当社株式の数 | 2,528,500株



再 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4月	株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行） 入行
1995年 5月	同行金融商品開発部長
1996年 6月	当社代表取締役社長（現任）
2005年 2月	当社内部監査室担当（現任）
2009年 2月	当社経営企画本部担当
2015年 4月	当社総務本部担当
2016年 3月	当社経営企画本部長（現任）

選任理由

長きにわたり社長として当社の経営を指揮し、成長が期待される新たな事業分野への展開や長期的視点に立った国内外の拠点整備等を牽引し、当社の事業の発展に貢献してまいりました。また、経営に関する豊富な知見と能力が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

ながおか みきひと

2

永岡

幹人

(1965年8月31日生)

所有する当社株式の数 | 16,000株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4月 当社入社
2010年 4月 当社精密化学品事業部部長
2013年 6月 当社大阪支店長（現任）
2016年 4月 当社事業本部香粧原料事業部部長（現任）
2016年 6月 当社取締役
2017年 6月 当社事業本部副本部長
2019年 4月 当社事業本部海外事業部部長
2020年 6月 当社常務取締役（現任）
2020年 6月 当社事業本部長（現任）

[重要な兼職の状況]

東邦化貿易（上海）有限公司董事長
東邦化学タイランド株式会社代表取締役社長

選任理由

長きにわたり幅広い事業分野に携わり、当社の主要部署長を歴任して多くの成果を上げた他、事業本部長として高いリーダーシップを発揮して営業部門を指揮し、事業拡大に貢献してまいりました。これらの経験と高いリーダーシップがこれからの当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

わきた まさもと

3

脇田

雅元

(1952年12月17日生)

所有する当社株式の数 | 27,700株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月 当社入社
2006年 9月 当社生産本部追浜工場管理部長
2008年10月 当社生産本部追浜工場副工場長
2009年 4月 当社生産本部追浜工場長
2011年 4月 当社生産本部千葉工場長
2012年 6月 当社取締役（現任）
2014年 6月 当社生産本部副本部長（現任）

選任理由

長きにわたり国内外の主要工場の要職を歴任し、安定的かつ安全な操業を推進するとともに、全社的な最適生産体制の構築にも尽力してまいりました。また、生産設備等情報制御システムにも明るく、これらの知見とこれまでの豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者番号

なかの けんいち

4

中野 憲一

(1967年9月3日生)

所有する当社株式の数 | 11,700株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年 4月 当社入社
- 2007年 4月 当社研究開発本部追浜研究所電子情報産業薬剤研究室長代理
- 2011年 4月 当社研究開発本部追浜研究所電子情報産業薬剤研究室長 (現任)
- 2013年 7月 当社研究開発本部追浜研究所副所長
- 2015年 4月 当社研究開発本部追浜研究所長 (現任)
- 2016年 6月 当社取締役 (現任)
- 2016年 6月 当社研究開発本部副本部長 (現任)

選任理由

入社以来電子情報材料分野の開発において中心的な役割を担い、同分野を収益の柱へと育てました。また、追浜研究所のトップとしてマネジメントに携わっており、これらの経験と高いリーダーシップがこれからの当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

しもだ はるひさ

5

下田 晴久

(1962年7月30日生)

所有する当社株式の数 | 15,800株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社入社
- 2007年 4月 当社電子情報産業事業部部長
- 2008年 6月 当社電子情報産業事業部副事業部長
- 2009年 6月 当社電子情報産業事業部長
- 2012年 2月 当社研究開発本部新製品開発推進グループ長
- 2016年 4月 当社事業本部スペシャリティーケミカルズ事業部長 (現任)
- 2016年 6月 当社執行役員
- 2020年 6月 当社取締役 (現任)
- 2020年 6月 当社事業本部副本部長 (現任)

選任理由

長きにわたりスペシャリティーケミカルズ部門に従事し、事業の拡大に貢献するとともに、電子情報材料分野においては立ち上げ時から携わり、同分野を収益の柱へと育てました。これらの経験と実績がこれからの当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

い け だ

あきら

池田 亮

(1970年4月17日生)

所有する当社株式の数 | 15,300株



再 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 当社入社
 2009年 4月 当社研究開発本部千葉研究所高分子土建用薬剤研究室長代理
 2011年 4月 当社研究開発本部千葉研究所高分子土建用薬剤研究室長
 2013年 7月 当社研究開発本部千葉研究所副所長
 2015年 4月 当社研究開発本部千葉研究所長（現任）
 2016年 6月 当社執行役員
 2020年 6月 当社取締役（現任）
 2020年 6月 当社研究開発本部副本部長（現任）

選任理由

入社以来土木建築用薬剤分野の開発において中心的な役割を担い、同分野を収益の柱へと育てるとともに、千葉研究所のトップとして研究所全体の技術力向上に大きく貢献してまいりました。これらの経験と高いリーダーシップがこれからの当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

か わ さ き

しょう い ち

川崎 正一

(1966年12月24日生)

所有する当社株式の数 | 5,600株



再 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4月 株式会社太陽神戸三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
 2011年 4月 同行コーポレート・アドバイザー本部副本部長
 2013年 4月 同行本店営業第四部次長
 2017年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ監査部上席推進役
 2018年 6月 当社経理本部副本部長
 2019年 6月 当社執行役員
 2022年 6月 当社取締役（現任）
 2022年 6月 当社情報管理部門担当（現任）
 2022年 6月 当社経理本部長（現任）

選任理由

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社経理本部長として財務及び会計の面から、当社の安定した事業経営を推進してまいりました。また、情報管理部門担当として当社の情報セキュリティ部門の先頭に立ち、対策強化に大きく貢献してまいりました。その高い専門性と見識、幅広い経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

8

こし さ か
越坂 誠一

せい い ち
(1975年4月14日生)

所有する当社株式の数 | 6,200株



新 任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 当社入社
2015年4月 当社研究開発本部千葉研究所高分子・土建・繊維用薬剤研究室長代理
2019年2月 当社生産本部千葉工場生産企画部長
2019年7月 当社生産本部千葉工場生産技術部長
2020年7月 当社生産本部千葉工場副工場長
2021年1月 東邦化学（上海）有限公司総経理
2024年4月 当社生産本部千葉工場長（現任）

[重要な兼職の状況]

東邦化学（上海）有限公司董事長

選任理由

長きにわたり研究開発部門、生産部門の要職を歴任し、東邦化学（上海）有限公司では総経理として安定的かつ安全な操業と業績の向上に大きく貢献してまいりました。これらの知見とこれまでの豊富な経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

9

かわごえ ひろみつ

川越 弘三

(1958年10月9日生)

所有する当社株式の数 1,100株



再任

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
2002年 4月	同行東京営業推進部長
2002年10月	同行北関東法人営業部長
2005年 6月	同行新宿西口法人営業第二部長
2008年 4月	同行日比谷法人営業第一部長
2010年 4月	同行執行役員コーポレート・アドバイザリー本部副本部長
2012年 5月	住友三井オートサービス株式会社専務執行役員
2012年 6月	同社取締役専務執行役員
2016年 4月	同社取締役副社長執行役員
2016年 6月	同社代表取締役副社長執行役員
2022年 6月	当社取締役（現任）

選任理由及び期待される役割の概要

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また住友三井オートサービス株式会社の代表取締役副社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験や見識を有していることから、当社の取締役会における意思決定の透明性確保並びに取締役会の監督機能の強化を図る上で適任と判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 越坂誠一氏は新任の取締役候補者であります。
- 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 - 川越弘三氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 - 川越弘三氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。
 - 当社は、現在、社外取締役である川越弘三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、川越弘三氏との間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、同氏の選任が承認された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年6月27日に当該保険契約を更新する予定であります。
 - 川越弘三氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
 - 川越弘三氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 - 川越弘三氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - 川越弘三氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役越智英隆氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

せき たかし
関 貴 志

(1962年8月10日生)

所有する当社株式の数

0株



新 任

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1986年 4月	三井信託銀行株式会社（現三井住友信託銀行株式会社） 入行
2010年 4月	同行業務部制度グループ 主席調査役
2012年 4月	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 法務部長
2016年 7月	同社 監査役室長
2018年 4月	同社 フェロー執行役員 監査委員会室長
2022年 7月	三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 常勤監査役（現任）
2022年 7月	日本機械リース販売株式会社 監査役（現任）

選任理由

長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、またこれまで他の会社の監査役を歴任され、内部統制や法務の知識と幅広い経験を有していることから、当社の取締役会における意思決定の透明性の確保並びに取締役会の監査機能の強化を図る上で適任と判断し、社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 関貴志氏は新任の監査役候補者であります。
2. 関貴志氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 関貴志氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、関貴志氏との間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、関貴志氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2024年6月27日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 関貴志氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 関貴志氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

8. 関貴志氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 関貴志氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 関貴志氏は2024年6月21日をもって、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の常勤監査役及び日本機械リース販売株式会社の監査役を退任する予定であります。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ほし だいすけ
星 大介

(1979年8月27日生)

所有する当社株式の数

0株



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

2005年10月 弁護士登録
2005年10月 東京八丁堀法律事務所入所
2013年9月 Gibson, Dunn & Crutcher LLP ワシントンDCオフィス勤務
2014年5月 ニューヨーク州弁護士登録
2018年11月 出光興産株式会社法務部勤務
2022年5月 弁護士知財ネット事務局長 (現任)

選任理由

弁護士として法務に関する専門的な知識と経験を有しております。なお、星氏は会社経営に関与したことはありませんが、会社法をはじめ企業法務に精通しており、また国際弁護士として海外法務にも明るいことから社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 星大介氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 星大介氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は同氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 当社は、本議案が原案どおり承認可決され、星大介氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、星大介氏の間において、会社法第423条第1項の責任につき、法令が規定する額を責任限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることについて生ずることのある損害が填補されます。但し、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、星大介氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 星大介氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
6. 星大介氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 星大介氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 星大介氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。

(ご参考) 株主総会後の役員のスキルマトリックス

氏名		取締役・監査役が有する知識・経験・能力							
		企業経営 経営戦略	ガバナンス 法務	財務 会計	IT テクノロジー	多様性 国際性	営業	研究開発	生産
取 締 役	中崎 龍雄	○	○	○		○	○		
	永岡 幹人	○				○	○		
	脇田 雅元				○				○
	中野 憲一				○	○		○	
	下田 晴久				○		○	○	
	池田 亮					○		○	
	川崎 正一	○	○	○	○		○		
	越坂 誠一	○				○		○	○
	綾部 収治	○	○	○		○	○		
	川越 弘三	○	○	○		○	○		
監 査 役	田中 祥雄		○	○	○			○	
	関 貴志		○	○		○	○		
	三浦 芳美	○	○	○	○	○	○		

【スキルマトリックス各項目の選定理由】

スキル項目	選定理由
企業経営 経営戦略	事業環境が大きく変化する中で持続的な成長戦略を策定するには、企業経営の経験を持ち、経営戦略を思考できることが必要である。
ガバナンス 法務	社内のコーポレートガバナンスを徹底し、お取引先、株主、進出先等あらゆる関係者から信頼される企業になるために法務に関する幅広い知識・経験が必要である。
財務 会計	正確な財務報告はもちろん、成長投資の推進と財務戦略の策定には財務・会計分野における確かな知識・経験が必要である。
IT・テクノロジー	IT化の推進や新たなソリューションを経営に活かし、成長のスピードを加速させるためにはIT・テクノロジーに関する知識が必要である。
多様性 国際性	成長戦略の策定及び経営の監視・監督には、様々な職歴や海外での経験等を通じて得た知識・経験が必要である。
営業	時代のニーズやお客様の要求をいち早く取り込み、持続的成長とともに製品を通じて社会に貢献するためには営業に関する知識・経験が必要である。
研究開発	他社にはない高付加価値で競争優位性の高い製品を世に送り出し、持続的に成長するためには研究開発に関する知識・経験が必要である。
生産	お客様へ高品質の製品を安全で安定的に供給し続けるためには、生産に関する知識・経験が必要である。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、社会経済活動の正常化が進んだことから、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、世界的な金融引き締めや物価上昇による消費意欲の冷え込み、中国経済の停滞、ロシア・ウクライナ問題の長期化や中東情勢の緊迫化などにより、世界経済は厳しい状況となりました。

化学業界におきましては、世界的な需要の鈍化、とりわけ中国の景気低迷による需給関係の悪化がマイナス要因となり、厳しい状況が続きました。

このような経営環境下、当社グループの当連結会計年度の売上高は、海外の自動車関連や電子情報材料関連をはじめとする需要の低迷や、原料不足による石油樹脂の減産、香料原料の大口ユーザー向け販売の減少等により、前期比4,764百万円、8.6%減収の50,596百万円となりました。

損益面につきましては、営業利益は771百万円となり、前期比大幅減益（44.3%減益）となりました。上期は、売上高の減少による収益へのマイナス影響が大きく、加えて人件費・設備費等の固定費の増加や2023年2月26日に発覚した当社サーバーへの不正アクセスに係る対応費用及び情報セキュリティ強化対策費用の発生もあり、上期の営業利益は256百万円にとどまりました。下期においても、主原料の値上がりや当社連結子会社東邦化学（上海）有限公司での安全規制対応工事の実施といったマイナス要因がありましたが、一方、製品価格の値上げや生産性改善等の採算改善への取り組みを進めたことや、第4四半期には電子情報産業用微細加工用樹脂等で売上高が前年同期を上回るなど製品需要にやや回復の兆しが見えはじめたことから、下期の営業利益は上期対比では改善し、514百万円となりました。また、経常利益は、前期比435百万円減益の743百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比430百万円減益の546百万円となりました。

	第86期 (2023年3月期)	第87期 (2024年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	55,361	50,596	△4,764	△8.6
営業利益	1,384	771	△613	△44.3
経常利益	1,179	743	△435	△37.0
親会社株主に帰属する当期純利益	977	546	△430	△44.1

セグメント別の状況は次のとおりです。

界面活性剤

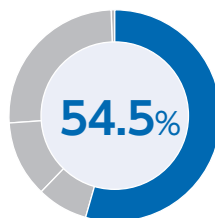
売上高

275億74百万円 (前期比8.3%減) 

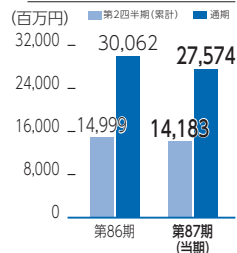
セグメント利益

4億27百万円

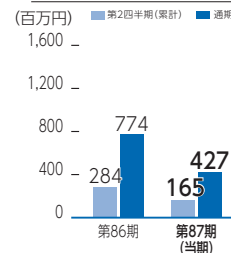
売上高構成比



売上高



セグメント利益



香粧原料は、一般洗浄剤の大口ユーザー向け販売の減少により25億円弱の大幅な減収となりました。プラスチック用添加剤は、上期において帯電防止剤等の販売が振るわず、下期の売上高は前年同期並みに回復したものの、通期では減収となりました。土木建築用薬剤は、下期においてコンクリート用関連薬剤の販売が振るわず減収となりました。農薬助剤は、国内外ともに主に上期の販売が低調で減収

となりました。繊維助剤は、中国での販売がやや回復し増収となりました。紙パルプ用薬剤は、販売数量は減少したものの、製品売価の上昇により増収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比2,487百万円、8.3%減収の27,574百万円となり、セグメント利益は、前期比346百万円減益の427百万円となりました。

樹脂

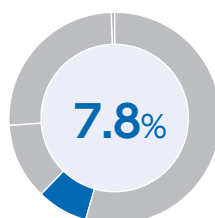
売上高

39億64百万円 (前期比20.0%減) 

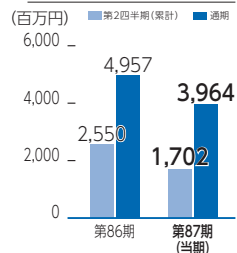
セグメント利益

0百万円

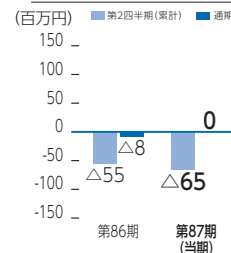
売上高構成比



売上高



セグメント利益



石油樹脂は、原料不足による大幅な減産の影響で、特に上期は前年同期比5割超の大幅減収となりましたが、下期は上期に比べると状況が改善し、通期では前期比3割強の減収となりました。合成樹脂は、上期において自動車部品向け等の販売が減少し、下期は前年同期比増収となったものの、通期では減収となりました。樹脂エマルションは、ガラス繊維用薬剤等の販売伸長により増収となりました。アグ

リレートは、中国における電子情報材料関連の需要の落ち込みを主因に、上期は前年同期比4割超の大幅減収となり、下期は上期対比では販売は回復したものの、通期でも3割近い減収となりました。

その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比992百万円、20.0%減収の3,964百万円となり、セグメント利益は、0百万円(前期は8百万円の損失)となりました。

化成品

売上高

59億35百万円 (前期比14.4%減) 

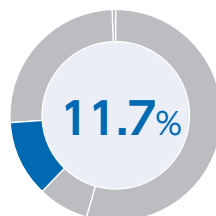
セグメント利益

9百万円

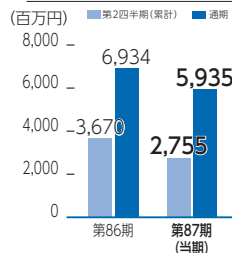


合成ゴム・ABS樹脂用ロジン系乳化重合剤は、海外の自動車関連需要の落ち込みの影響があり、加えてロジンの相場価格下落に伴う製品単価の値下がりもあり、上期は前年同期比4割超の減収となりましたが、下期には販売数量が前年同期に近い水準まで回復し、通期では前期比3割弱の減収となりました。金属加工油剤は、上期において水溶性切削油剤等の販売数量が減少したものの、下期の販売数量は前

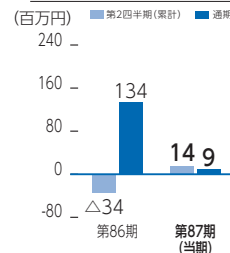
売上高構成比



売上高



セグメント利益



年同期並みに回復し、製品売価の上昇により増収となりました。石油添加剤は、上期において国内外ともに販売が低調で、下期は前年同期比増収となったものの、通期では減収となりました。その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比998百万円、14.4%減収の5,935百万円となり、セグメント利益は、前期比125百万円減益の9百万円となりました。

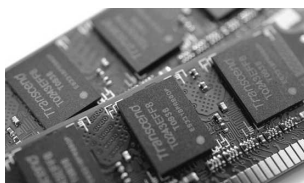
スペシャリティーケミカル

売上高

129億97百万円 (前期比2.1%減) 

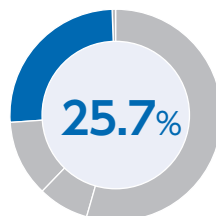
セグメント利益

4億7百万円

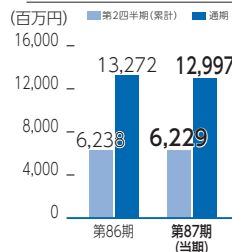


溶剤は、ブレーキ液基剤や液晶関連等の需要回復により増収となりました。電子情報産業用の微細加工用樹脂は、特に第2四半期から第3四半期にかけて半導体不況によるマイナス影響が大きく、第4四半期は前年同期比増収と回復の兆しが見えたものの、

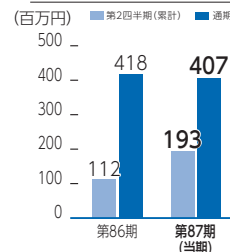
売上高構成比



売上高



セグメント利益



通期では減収となりました。その結果、当セグメント全体の売上高は、前期比275百万円、2.1%減収の12,997百万円となり、セグメント利益は、前期比10百万円減益の407百万円となりました。

〈その他〉売上高 **1億25百万円** (売上高構成比0.3%)
セグメント利益 **6百万円**

* 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析業務等を含んでおります。
* セグメント利益は、連結損益計算書計上額の営業利益と調整（当連結会計年度は△80百万円）を行っております。
* セグメント利益の調整額△80百万円には、棚卸資産の調整額△123百万円等が含まれております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は、リースを含め、27億80百万円であります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備
 - 当社 鹿島工場 屋外貯槽増設工事
- ロ. 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設、拡充
 - 当社 千葉工場 危険物冷蔵倉庫建設工事
 - 当社 千葉工場 電子材料用先端樹脂製造設備導入
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第84期 (2021年3月期)	第85期 (2022年3月期)	第86期 (2023年3月期)	第87期 (2024年3月期) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	40,649	49,887	55,361	50,596
営業利益 (百万円)	1,386	1,345	1,384	771
売上高営業利益率 (%)	3.4	2.7	2.5	1.5
経常利益 (百万円)	1,425	1,933	1,179	743
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,005	1,395	977	546
1株当たり当期純利益 (円)	47.12	65.43	46.31	25.99
総資産 (百万円)	58,416	66,489	67,951	69,936
純資産 (百万円)	15,121	16,907	17,765	19,160
1株当たり純資産額 (円)	705.36	788.43	841.15	907.50
自己資本比率 (%)	25.8	25.3	26.0	27.3
ROE (%)	7.0	8.8	5.7	3.0

- (注) 1. 1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額は、小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
2. 百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 第85期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第85期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
近代化学工業株式会社	120百万円	100%	界面活性剤の製造
株式会社横須賀環境技術センター	10百万円	100%	環境調査測定・分析業務
懐集東邦化学有限公司	590万米ドル	91.63%	化成品の製造・販売
東邦化貿易(上海)有限公司	100百万円	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティケミカル等の販売
東邦化学(上海)有限公司	9,676万米ドル	100%	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシャリティケミカル等の製造

(注) 東邦化学(上海)有限公司の資本金は、2023年7月18日付で227万米ドルの無償減資を行っております。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2022年度を初年度とする「TOHO Step Up Plan 2024」（以下、「中計」という。）に取り組んでおります。本中計の数値目標と重要課題につきましては、以下のとおりです。

<2022年度及び2023年度の実績と中計最終年度（2024年度）の数値目標（連結ベース）>

	2022年度実績	2023年度実績	2024年度計画
売上高	553億円	505億円	600億円
営業利益	13.8億円	7.7億円	30億円
売上高営業利益率	2.5%	1.5%	5.0%
純資産額	177億円	191億円	205億円
自己資本比率	26.0%	27.3%	28.0%
ROE	5.7%	3.0%	10%以上
1株当たり配当額	15円	17円	20円

<最重要課題>

- ① 収益重視の経営の推進
- ② 電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ
- ③ 東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せる

<その他重要課題>

- ① 脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化
- ② 最適生産体制の一層の強化
- ③ 研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速
- ④ スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る

中計の2年目となる当連結会計年度（2023年度）は、「当連結会計年度の事業の状況」で述べた多くのマイナス要因が重なり、連結営業利益は7.7億円にとどまりました。連結営業利益は、2020年度から2022年度まで3期連続で13億円台に低迷していましたが、2023年度は更なる大幅な減益となり、中計の数値目標との乖離が一段と拡大する極めて厳しい経営成績となりました。

しかしながら、2023年度の終盤においては、全般的に需要回復の兆しが見え始めており、2023年度に半導体不況の影響を大きく受けた電子情報産業用微細加工用樹脂も、2024年度には市況の底打ち及び回復が見込まれます。

世界的な金融引き締めによる景気への影響や物価上昇による消費意欲の冷え込みなどの懸念材料もあり、2024年度も厳しい環境は続くものと見られますが、2024年度は、2023年度に落ち込んだ業績を確実に2022年度以前の水準まで回復させることに全力を挙げてまいります。中計に掲げた連結営業利益30億円等の数値目標の達成は難しい状況にありますが、業績改善に向けた足場を固めるため、引き続き中計に掲げた最重要課題及びその他重要課題に全力で取り組んでまいります。

中計の最重要課題である「収益重視の経営の推進」については、製品別営業利益を強く意識する姿勢が社員に着実に浸透し、販売面では、低採算品を中心に採算是正のための売価見直しを推進するなど、収益改善に向けた取り組みが進捗しております。また、生産面においても、数々の製品で工程見直しなどの合理化を実施し、コスト削減による採算改善を進めております。低採算品かつ他社との競合があり採算是正が難しい製品については、生産・販売の継続の是非を含め、見直しを進めております。

「電子情報材料分野の拡大で中核事業化へ」については、2023年度は、半導体不況の影響によって同分野の製品の販売量が減少し、2022年度に稼働を開始した新プラントの稼働率向上は計画比で遅れることとなりました。しかしながら、その間に、生産要員の教育、生産工程の自動化、適正在庫の確保、原材料の安定確保を目的とした冷蔵倉庫の新設など、需要回復時のV字回復に向けた準備を着実に進めてまいりました。先端製品の研究開発についても取り組みを強化し、先端製品の量産化等を目的とする既存プラント拡張工事が2024年5月に完工予定です。当社製品の供給能力増強に対する取引先からの期待は強く、2022年度に稼働した新プラントの二期増設工事についても、需要動向を見極め、好機を逃さないよう準備を進めてまいります。

「東邦化学（上海）有限公司を成長軌道に乗せる」については、2023年度は、中国の景気低迷により需要が振るわなかったことに加え、安全規制対応工事のために生産設備の稼働を一時停止した影響が大きく、同社の営業利益は赤字となりました。しかしながら、中国の景気低迷下、中国と日本との原料調達価格の差が拡大し、原料調達面で同社の優位性はより高まっております。同社は、大型の生産設備を有し生産性が高く、原料調達面の優位性も加わり、その利点を十分に活かすため、国内工場からの生産移管に注力しております。当社グループの生産体制の最適化を図り、競争力を高めるためには、同社の更なる活用が必須であり、それに伴って、同社の業績も早期に改善するものと見込んでおります。

その他重要課題の「脱炭素化へ向けたサステナビリティ活動の取り組み強化」については、2023年11月に当社の重要課題（マテリアリティ）を決定し、各重要課題への具体的な取り組み内容や目標を定めて取り組んでおります。2023年度は、エネルギー消費の実態を把握するための計器の増設を概ね完了させるとともに、CO2排出量算定支援システムを新たに導入し、数値目標や長期計画の策定に向けた分析を進めております。生産工程においては、廃水削減や廃熱の回収・再利用、廃水処理場の運転最適化等の取り組みを進めております。2024年3月には労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格であるISO45001を新たに取得いたしました。また、環境負荷低減製品の開発においては、土木建築用薬剤等の製品開発に注力しており、販売実績化などの進捗がありました。

「最適生産体制の一層の強化」については、千葉工場における電子情報材料事業のウエイトを高めるための生産移管や、東邦化学（上海）有限公司の活用を拡大するための生産移管など、グループ全体の競争力を高めるための最適生産体制の構築が着実に進捗しております。四日市工場においては、樹脂エマルジョン製品の生産性向上と増産に向けた設備が完工するなど、生産移管に必要な設備の増設も進んでいます。昨今、中国等と日本との原料調達価格の差が拡大したことから、品質面・技術面で差別化が難しい汎用製品については、競合する中国等からの輸入品との競争が一層激化しております。その対策として、競争力の乏しい汎用製品については生産を縮小し、収益性の高い製品にシフトするなど、生產品の見直しを進めております。一例としては、鹿島工場や千葉工場における香粧分野製品（一般洗浄剤）の生産を大幅に減らし、空いた生産余力を活用すべく、鹿島工場では代替製品の生産に向けた貯槽の増設を行い、千葉工場では人的資源等を電子情報材料事業にシフトするなどの対応を進めております。

「研究開発投資の選択と集中の徹底で高機能・高付加価値製品の開発を加速」については、当社の強みである多分野・多品種にわたる様々な技術の組み合わせによる課題解決に取り組んでおります。その成果としては、ガラス繊維用の新製品の生産技術を確立し生産・販売を開始したことや、塗料用薬剤の開発が進捗したことなどが挙げられます。また、電子情報材料の先端製品の開発についても着実に進捗しているほか、ライフサイエンス領域では複数の製品が新たに販売に結びつきました。

「スリムな人員体制で人材育成に注力し、社員の待遇改善を図る」については、人材教育により一層注力すべく、社員研修用のインターネットサイトを新たに作成し、eラーニング用コンテンツの充実を図るなどの取り組みを進めております。また、インボイス制度の開始や電子帳簿保存法の改正に伴う事務負担の増加に対しては、新たなシステムの導入や事務作業のアウトソーシングにより、間接部門の人員増抑制を図っております。生産面においては、自動運転プログラムの作成技術向上を図り、電子情報材料をはじめとして自動運転化の範囲を拡大させているほか、生産合理化によって各製品の生産時間を短縮するなど、省人化への取り組みを継続しております。

また、中計に掲げた課題に加え、2023年2月の当社サーバーに対する不正アクセス発覚以降、二度とこのような事態を起こさぬよう、情報セキュリティの強化に全力で取り組んでまいりました。外部専門家によるコンサルティングを受け、監視の強化とログイン認証の強化、データのバックアップの堅牢化を最重要視し、対策を実施したほか、社内規程類の整備や見直し等の施策を進めております。今後は、情報セキュリティをより一層強化するための取り組

みと並行して、業務効率化・利便性向上に向けたITインフラの見直しについても、外部専門家の意見を参考にしつつ実施してまいります。

2023年6月に発生した四日市工場のC9留分漏えい事故に関しては、再発防止策として、漏えい防止対策工事を行ったほか、作業方法の見直しや作業指示書・チェックリスト等の改訂、緊急時通報体制の見直しや通報訓練実施などの対策を行いました。更に、この事故の反省点を全工場に横展開し、安全総点検を実施いたしました。

当社グループでは、不正アクセス及びC9留分漏えい事故を立て続けに発生させたことを厳粛に受け止め、万全の再発防止策を講じ、信頼の回復に全力を挙げて取り組んでまいります。

「新三ヵ年中期経営計画」（2019年度～2021年度）初年度の2019年7月1日時点では、社外取締役を除く取締役8名のうち、50歳台は2名で、6名は60歳以上でした。2024年4月25日付「役員人事に関するお知らせ」にてお知らせした役員人事を2024年6月27日に開催される第87回定時株主総会でご承認いただきますと、2024年7月1日時点では、社外取締役を除く取締役8名のうち、1名が40歳台、4名が50歳台、3名が60歳以上となり、世代交代は着実に進捗しております。また、従来3名であった執行役員に、新たに50歳台前半から半ばの3名が加わります。引き続き執行体制の強化を図るとともに、経営人材の層をより厚くし、経営の中核を担うリーダーを育成することに力を注いでまいります。

当社を取り巻く事業環境の変化のスピードはますます加速し、グローバルベースでの競争が一段と激化しています。外部環境の変化のスピードに負けないスピード感を持つ人材の登用を積極的に進め、全社一丸となって厳しい環境に立ち向かい、業績の早期改善に向けて全力で取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、化学工業製品事業として、界面活性剤、樹脂、化成品、スペシャリティーケミカル等の製造・販売を主たる業務としております。

製品分野	主要な製品
界面活性剤	香粧原料、プラスチック用添加剤、土木建築用薬剤、紙パルプ用薬剤、農薬助剤、繊維助剤等
樹脂	合成樹脂、石油樹脂、樹脂エマルジョン、アクリレート等
化成品	ロジン系乳化重合剤、石油添加剤、金属加工油剤等
スペシャリティーケミカル	溶剤、電子情報産業用の微細加工用樹脂等

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

企業名	事業所名		所在地
東邦化学工業株式会社	本社		東京都中央区
	支店	大阪 名古屋	大阪市中央区 名古屋市中区
	工場	追分 千代田 四日市 鹿島	神奈川県横須賀市 千葉県袖ヶ浦市 三重県四日市市 茨城県神栖市
近代化学工業株式会社	本社		大阪市東淀川区
懐集東邦化学有限公司	本社		中国広東省肇慶市
東邦化貿易(上海)有限公司	本社		中国上海市
東邦化学(上海)有限公司	本社		中国上海市

(7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
界面活性剤	421名	1名
樹脂	73名	△14名
化成製品	130名	7名
スペシャリティーケミカル	207名	3名
その他	8名	0名
全社(共通)	29名	△1名
合計	868名	△4名

(注) 従業員数には、嘱託等(37名)を含めておりません。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
677名	△8名	40.0歳	16.3年

(注) 従業員数には、嘱託等(29名)を含めておりません。

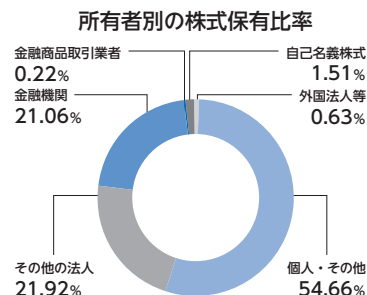
(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	9,213百万円
三井住友信託銀行株式会社	5,712百万円
株式会社みずほ銀行	3,633百万円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 85,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,350,000株 (自己株式321,992株を含む)
- ③ 株主数 10,590名
- ④ 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
東邦化学工業取引会社持株会	3,466千株	16.48%
中崎龍雄	2,528千株	12.02%
株式会社日本カスタディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口)	1,390千株	6.61%
三井物産株式会社	1,233千株	5.86%
株式会社三井住友銀行	1,051千株	4.99%
東邦化学工業従業員持株会	972千株	4.62%
三井住友信託銀行株式会社	675千株	3.21%
三井住友海上火災保険株式会社	550千株	2.61%
東京応化工業株式会社	428千株	2.03%
株式会社菅野商事	302千株	1.43%

(注) 持株比率は自己株式 (321,992株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役社長	中崎 龍雄	内部監査室担当、経営企画本部長
常務取締役	江藤 俊幸	購買部門担当、生産本部長、東邦化学（上海）有限公司董事長
常務取締役	永岡 幹人	事業本部長 兼 香粧原料事業部長 兼 大阪支店長、東邦化貿易（上海）有限公司董事長、東邦化学タイランド株式会社代表取締役社長
取締役	脇田 雅元	生産本部副本部長 兼 千葉工場長
取締役	中野 憲一	研究開発本部副本部長 兼 追浜研究所長
取締役	下田 晴久	事業本部副本部長 兼 スペシャルティークミカルズ事業部長
取締役	池田 亮	研究開発本部副本部長 兼 千葉研究所長
取締役	川崎 正一	情報管理部門担当、経理本部長
取締役	綾部 収治	株式会社共和電業社外取締役（監査等委員）
取締役	川越 弘三	
常勤監査役	田中 祥雄	
常勤監査役	越智 英隆	
監査役	三浦 芳美	

- (注) 1. 取締役綾部収治氏及び川越弘三氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員ではありません。
2. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役三浦芳美氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 常勤監査役越智英隆氏及び監査役三浦芳美氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役三浦芳美氏は、2023年12月22日をもってハウライ株式会社の監査役を退任いたしました。
5. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏名	地位及び担当		異動年月日
	変更後	変更前	
脇田 雅元	取締役 生産本部副本部長	取締役 生産本部副本部長 兼 千葉工場長	2024年4月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び子会社役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る法律上の損害賠償金や訴訟費用等が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる任意の役員人事諮問委員会において、取締役の報酬決定基準と業績加算及び同減算の方法に関する方針案を策定し、これを取締役会で決定しております。

その概要は下記のとおりです。

(イ) 取締役の報酬基準額を役職ごとに定め、2020年7月以降適用する。

(ロ) 社外取締役を除く取締役について、業績加算部分を新たに設け、第84期(自2020年4月1日至2021年3月31日)事業年度の業績評価より実施する。役職ごとに加算比率の上限を設定し、取締役ごとに当社業績、担当部門・部署の業績並びに業績への貢献度を基に加算比率を決定し、報酬基準額に加算比率を乗じて業績加算額を算出する。併せて、役職ごとに減算比率の上限を設定し、会社業績が著しく悪化した場合は、取締役ごとに減算比率を決定し、報酬基準額に減算比率を乗じた額を報酬基準額から減算する。具体的な評価基準の概要は次のとおり。

- a.業績等の達成度合いに応じて7ランクの評価基準を設け、ランク別、役職別に業績加算比率、同減算比率を設定。
- b.まず、会社全体の評価ランクを、中期経営計画の数値目標と重要課題の達成状況を中心に、年度計画の達成状況、及び市場環境も加味した総合的な評価により決定する。
- c.各役員の評価ランク案は、代表取締役が策定する。評価にあたっては、各役員の中期経営計画や年度計画の達成状況への貢献度に応じ、会社全体の評価ランクにランクアップ・ダウンの調整を行う。但し、代表取締役の評価ランクは、原則会社全体の評価ランクを適用する。

d.代表取締役は、策定した評価案を役員人事諮問委員会において協議の上、取締役会に諮り承認を得る。

(ハ) 報酬の時期及び支払方法は、株主総会終了後の毎年7月より固定報酬に前年度分の業績連動報酬分を加味し、年間報酬額の1/12を月例の新報酬として支給する。

(ニ) 役員報酬に係る決定方針において定めた内容とは別に、業績の著しい悪化又はその恐れや重大事故の発生あるいは重大なコンプライアンス違反等、取締役の報酬等の支給期間中であっても見直しが必要と判断されるような事由に該当する場合は、その対応について取締役会にて審議し決定する。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1988年12月16日開催の第51回定時株主総会において月額20百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は20名以内)と決議されており、また、監査役の報酬限度額は、月額4百万円以内(定款で定める監査役の員数は4名以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は3名です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬等については、常務取締役以上の取締役及び社外取締役からなる役員人事諮問委員会において、株主総会決議による報酬総額の限度内で、役職ごとの報酬基準額をもとに経営の内容や業績、担当部門の成績、経済情勢等を考慮した役員報酬案を作成し、取締役会の決議により決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容を決定しており、当該事項はございません。

ホ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)					対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬			賞 与	非金銭報酬等	
		固定部分	業績連 動部分	小 計			
取締役	84	84	—	84	—	—	10
うち社外取締役	(14)	(14)	—	(14)	—	—	(2)
監査役	33	33	—	33	—	—	3
うち社外監査役	(19)	(19)	—	(19)	—	—	(2)
合計	117	117	—	117	—	—	13
うち社外役員	(33)	(33)	—	(33)	—	—	(4)

(注) 1.取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.業績連動報酬については上記イ.に記載のとおりです。業績連動報酬は中期経営計画に定めた数値目標や重要課題の進捗状況及び年度計画の達成状況を総合的に評価しており、特に本業の成績を表す連結営業利益を業績連動報酬の算定にかかる重要な業績指標として選定しております。選定の理由は中期経営計画の数値目標及び年度計画の達成が更なる企業価値向上につながり、取締役に対する適切なインセンティブとなることが期待されるためです。業績加算部分の評価対象となる中期経営計画「TOHO Step Up Plan2024」(2022年4月～2025年3月、以下「中計」という)の重要課題の進捗状況については第86回定時株主総会招集ご通知16～18頁に記載しております (<https://toho-chem.co.jp>)。また、中計の数値目標及び第86期業績については以下に記載のとおりです。なお、上記決定方針に従って算定した結果、第87期における業績加算部分の報酬はございませんでした。

3.非金銭報酬等はありません。

<中計最終年度(2025年3月期)の計画及び第86期実績(2023年3月期)>(連結ベース)

	2025年3月期計画	2023年3月期実績
売上高	600億円	553億円
営業利益	30億円	13.8億円
売上高営業利益率	5.0%	2.5%
純資産額	205億円	177億円
自己資本比率	28.0%	26.0%
ROE	10%以上	5.7%
1株当たり配当額	20円	15円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役綾部収治氏は、株式会社共和電業社外取締役（監査等委員）を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

監査役三浦芳美氏は、2023年12月22日をもってハウライ株式会社の監査役を退任いたしました。なお、当社と同社との間には特別な利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 綾部 収治	16回／16回	100%	－	－
取締役 川越 弘三	16回／16回	100%	－	－
監査役 越智 英隆	16回／16回	100%	15回／15回	100%
監査役 三浦 芳美	16回／16回	100%	15回／15回	100%

(注) 三浦芳美氏の取締役会及び監査役会の出席状況は、仮監査役に就任した2022年9月13日以降の状況及び監査役に就任した2023年6月29日以降の状況を記載しております。

(ロ) 取締役会及び監査役会における発言状況等

綾部収治、川越弘三の両氏は社外取締役として、越智英隆、三浦芳美の両氏は社外監査役として、主に外部企業経験の見地からの質問や意見を述べるなど、取締役会の議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において越智英隆、三浦芳美の両氏は、これまでの経験も踏まえ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を随時行っております。

(ハ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	綾部 収治	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。
社外取締役	川越 弘三	長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、また企業経営者としての豊富な経験や見識を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。また、役員人事諮問委員会委員及びコンプライアンス・リスク管理委員会委員としてこれらの委員会に出席し、積極的な意見を述べていただきました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	50百万円

- (注) 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬額には、前事業年度に係る追加報酬11百万円が含まれております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由
当社監査役会は、当該事業年度の監査計画の監査日数、監査チーム体制等に基づき提示された会計監査人の報酬金額について、前事業年度との比較、監査内容の変更点等を勘案した結果、妥当であると判断いたしました。
4. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
5. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

1. コーポレートガバナンス体制

当社は、会社法、コーポレートガバナンス・コードなど、昨今の社会的要請を踏まえて、当社及びグループ各社のコーポレートガバナンス体制の整備を図る。

- (1) 当社取締役及び監査役は、常務以上の取締役及び社外取締役で構成する役員人事諮問委員会が、取締役会が決議した役員選定基準に基づき、その職務・職責を果たすに相応しい資質を有する候補者を選定し、取締役会での審議（監査役は監査役会の同意が前提）を経て、株主総会決議で承認される体制である。
- (2) 当社取締役は、法令、定款、取締役会規則に基づき、毎月開催する定時取締役会、適宜開催する臨時取締役会で、当社及びグループ各社の職務執行状況について報告を受け、重要な経営判断について審議し決定する。
- (3) 当社取締役会は、複数の社外取締役（独立役員）を選任することにより、取締役の職務執行状況の監視・監督機能の強化を図り、意思決定の透明性・客観性を確保する。
- (4) 当社監査役は、法令・定款・監査役会規則に基づき、取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監査する。
- (5) 当社監査役会は、過半数を社外監査役（独立役員）で構成しており、公正・公平な視点で監査を行う体制である。
- (6) 当社取締役会は、毎期、当社及びグループ各社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について検証を行い、本基本方針の見直しを含め、必要に応じた対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、職務を遂行する上で遵守すべき基本的事項をCSR憲章、人権方針、行動規範などで明確化し、当社及びグループ各社の従業員にその周知徹底を図る。
- (2) 当社は、代表取締役社長が委員長を務め、各部門を所管する取締役及び社外取締役等で構成するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当社及びグループ各社の役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備を図る。
- (3) 当社は、当社及びグループ各社の役員及び従業員が内部統制上の不備やコンプライアンス違反行為、ハラスメント等を発見したときに通報・相談できる窓口として、通常の報告ルートとは別に、ヘルプラインを設置する。
- (4) 当社及びグループ各社は、行動規範の中で反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、決して不正な要求には応じないとの基本姿勢を定めており、その周知徹底を図るとともに、反社会的勢力排除のための仕組みを整備する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令・定款・取締役会規則・稟議規程・情報管理規程等に基づき、取締役会議事録・稟議書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報について、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 当社は、これら情報を保存及び管理する体制を適時見直し、改善を図る。

4. 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理規程に基づき、当社及びグループ各社の損失の危険に対処する体制等を整備する。
- (2) 当社は、当社及びグループ各社の損失の危険を横断的に管理する組織として、代表取締役社長が委員長を務めるコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社各部門が毎期設定する損失の危険等に対処する課題の進捗状況を管理することで、その着実な運用を図る。

5. 当社及びグループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、毎月定時取締役会を開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、経営の意思決定の迅速化と効率的な事業運営を図る。
- (2) 当社取締役会は、執行役員規程に基づき執行役員を選任する。業務執行取締役及び執行役員は、執行役員会を原則として月2回開催し、取締役会における決議・報告事項の周知並びに業務執行に係る連絡・討議を行う。
- (3) 当社は、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画並びに単年度計画を立案し、全社的な目標を明確化する。
- (4) 当社各部門及びグループ各社は、前号で定めた中期経営計画、単年度計画に沿った具体的な施策を策定し、効率的な職務執行を図る。
- (5) 当社は、経営・事業目標の効率的な達成を図るため、部長職以上並びに当社グループ各社長が参加する全社会議、事業分野別の分野会議を半期ごとに開催する。

6. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ各社の取締役（董事）や監査役（監事）に、当社役員又は従業員を派遣することで、グループ各社の管理体制の強化を図る。
- (2) 当社は、関連子会社管理規程に基づき、当社各部門の役割やグループ各社への支援体制を明確化し、当社及びグループ各社の業務の適正を確保する。
- (3) 当社は、組織並びに業務分掌規程に基づき、当社当該部門が総務・経理・情報管理などの専門性が高い業務について、グループ各社を支援・助言する体制である。
- (4) 当社は、グループ各社の重要な決定事項を、当社取締役会の承認事項・報告事項と定めている。
- (5) 当社は、当社グループ会社間の取引を行うに当たって、法令その他社会規範等に照らし、適切な運用を行う。
- (6) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社をモニタリングし、その結果をコンプライアンス・リスク管理委員会、又は必要に応じて当社及びグループ各社の取締役会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、内部監査室員又は総務部員が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する体制である。

8. 前項の使用人の当社取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役の職務の補助に携わる前項の従業員の任命・異動等、人事権に係る事項を決定する場合には、監査役会の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- (2) 当社は、前項の従業員が監査役の職務の補助に携わる際には、監査役の指揮命令下に置くものとし、そのことを役員及び従業員に周知することで、監査役の指示の実効性を確保する。

9. 当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- (2) 当社及びグループ各社の役員及び従業員は、法令・定款に違反する行為、当社及びグループ会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (3) コンプライアンス・リスク管理委員会事務局長は、リスク管理規程に基づき、同委員会及び事務局が把握したリスク情報を監査役に報告する。
- (4) 当社内部監査室は、内部監査、内部統制評価の結果を遅滞なく監査役に報告する。
- (5) 当社及びグループ各社の役員及び従業員が、経営層が関与する不正やその他不適切な行為を知ったとき、或いはその疑いを持ったときは、内部監査室或いは監査役に報告する。なお、内部監査室が報告を受けたときは、直ちに監査役に報告する。

10. 上記報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社は、当社及びグループ各社の役員・従業員等が、監査役に相談・報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- (2) 当社は、通報したことを理由として、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこと、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じること、さらに通報者に不利益な取り扱いが行われた場合は同行為を行った関係者を処分することをヘルプライン規程に定めるとともに、当社及びグループ各社の役員・従業員等に周知徹底する。

11. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役の通常の職務執行で生ずる費用に関して、監査計画に基づき予算を計上し、経費支払を行う。
- (2) 当社は、前号以外で監査役が特別にその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求を行ったときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 当社監査役は、取締役会・全社会議・コンプライアンス・リスク管理委員会及びグループ各社の取締役会（董事会）等の会議へ出席し、重要な意思決定の過程を監査する。
- (2) 当社監査役は、当社各拠点やグループ各社の往査を行い、当社及びグループ各社の取締役の職務の執行状況を監査する。
- (3) 当社監査役は、稟議書等の決裁書類やその他重要な報告書等を閲覧することができる。
- (4) 当社監査役は、代表取締役社長・内部監査室・会計監査人と定期的に意見交換する機会を設ける。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、情報基本方針・行動規範で、企業情報の適時・適切な開示の重要性を明確化しており、信頼性ある財務報告の重要性を役員及び従業員共通の認識としている。
- (2) 当社及びグループ各社は、財務報告の信頼性を確保するため、必要十分な内部統制を整備し、運用する。
- (3) 当社内部監査室は、当社及びグループ各社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価する。その結果はコンプライアンス・リスク管理委員会・取締役会・監査役会に報告し、是正を図る体制である。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当期は、12回の定時取締役会、4回の臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定を行い、当社及び各子会社の職務執行状況について報告を受けております。取締役会には、2名の社外取締役、3名の監査役が出席しており、意思決定の透明性・客観性を確保するとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 当期は、コンプライアンス・リスク管理委員会を3回、委員会事務局会を11回開催し、子会社を含めた企業集団のリスク情報を共有し対応を図っております。委員会及び事務局会には、常勤監査役も出席しており、その執行状況を監査しております。
- ③ 各子会社を所管する部門は、「組織並びに業務分掌規程」で明確化しており、「関連子会社管理規程」に基づき管理しております。
- ④ 当社各部門は、「内部統制システム構築の基本方針」への対応として、所管する子会社への対応を含めた課題を每期設定し、その進捗状況をコンプライアンス・リスク管理委員会に報告しております。
- ⑤ 内部監査室は、每期コンプライアンス・リスク管理委員会が定める「財務報告に係る内部統制の評価方針」に基づき、当社グループの内部統制の整備状況及び運用状況を評価しております。評価結果は、適時コンプライアンス・リスク管理委員会、取締役会に報告しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	38,126
現金及び預金	6,754
受取手形	1,741
売掛金	12,555
商品及び製品	12,013
原材料及び貯蔵品	4,026
その他	1,042
貸倒引当金	△8
固定資産	31,810
有形固定資産	24,347
建物及び構築物	13,167
機械装置及び運搬具	5,076
土地	3,145
リース資産	1,917
建設仮勘定	429
その他	609
無形固定資産	1,158
投資その他の資産	6,305
投資有価証券	4,834
繰延税金資産	1,203
その他	271
貸倒引当金	△3
資産合計	69,936

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	25,306
支払手形及び買掛金	9,321
短期借入金	10,581
1年内償還予定の社債	300
リース債務	393
未払法人税等	85
契約負債	5
賞与引当金	597
その他	4,021
固定負債	25,469
社債	1,700
長期借入金	15,569
リース債務	1,721
退職給付に係る負債	6,367
資産除去債務	69
その他	41
負債合計	50,776
(純資産の部)	
株主資本	14,691
資本金	1,755
資本剰余金	896
利益剰余金	12,202
自己株式	△163
その他の包括利益累計額	4,391
その他有価証券評価差額金	2,662
為替換算調整勘定	2,100
退職給付に係る調整累計額	△371
非支配株主持分	77
純資産合計	19,160
負債純資産合計	69,936

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位：百万円)

科目	金額
売上高	50,596
売上原価	43,760
売上総利益	6,836
販売費及び一般管理費	6,065
営業利益	771
営業外収益	366
受取利息	12
受取配当金	121
為替差益	34
受取保険金	88
物品売却益	62
その他	48
営業外費用	394
支払利息	324
手形売却損	41
その他	28
経常利益	743
特別利益	47
投資有価証券売却益	47
特別損失	68
固定資産廃棄損	68
税金等調整前当期純利益	722
法人税、住民税及び事業税	244
法人税等調整額	△65
当期純利益	543
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△3
親会社株主に帰属する当期純利益	546

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,755	896	11,971	△163	14,460
当期変動額					
剰余金の配当			△315		△315
親会社株主に帰属する 当期純利益			546		546
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	231	△0	231
当期末残高	1,755	896	12,202	△163	14,691

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計	
	その他有価証券 評価差額金	為替調整	換算調整	退職給付に係る 調整累計額			その他の包括利 益累計額合計
当期首残高	1,870	1,710		△353	3,227	77	17,765
当期変動額							
剰余金の配当							△315
親会社株主に帰属する 当期純利益							546
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	791	389	△17		1,164	0	1,164
当期変動額合計	791	389	△17		1,164	0	1,395
当期末残高	2,662	2,100	△371		4,391	77	19,160

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	5社
連結子会社の名称	近代化学工業株式会社 株式会社横須賀環境技術センター 懷集東邦化学有限公司 東邦化貿易（上海）有限公司 東邦化学（上海）有限公司

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の数	2社
非連結子会社の名称	TOHO CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. 惠州市東邦化学有限公司

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

会 社 の 名 称	TOHO CHEMICAL(THAILAND)CO., LTD. 惠州市東邦化学有限公司
-----------	---

持分法を適用しない理由 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

懷集東邦化学有限公司、東邦化貿易（上海）有限公司及び東邦化学（上海）有限公司の決算日は12月31日で、その他2社の決算日は当社と同一であります。懷集東邦化学有限公司、東邦化貿易（上海）有限公司及び東邦化学（上海）有限公司については、同社決算日の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

ロ. 棚卸資産

移動平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6年～50年

機械装置及び運搬具 4年～10年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用見込可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ハ. ヘッジ方針

変動金利支払の借入金を対象に、将来の市場金利上昇が調達コスト（支払金利）に及ぼす影響を回避するため、変動金利による調達資金の調達コストを固定化する目的で金利スワップ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機目的のためにデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、事業部及び会社を基礎とした製品のセグメントから構成されており、「界面活性剤」、「樹脂」、「化成品」、「スペシャリティケミカル」、「その他」の分野において製造販売を行っております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

国内取引

主な履行義務は、国内の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。変動対価取引については、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、契約条件に基づき取引価格を見積もって収益を認識しております。

輸出取引

主な履行義務は、国外の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
棚卸資産評価損（売上原価）	432

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

棚卸資産の評価を行うに当たっては、正味売却価額に基づき、収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて保有している棚卸資産については滞留棚卸資産とみなして、滞留期間に応じて簿価を切り下げております。

② 主要な仮定

正味売却価額は、通常の事業過程における見積売価から見積販売費用及び見積原価を控除した額です。見積売価については、期末日に最も近い通常取引における実績売価を使用しております。また、滞留棚卸資産の簿価切り下げについては、過去の滞留期間を参考に一定の市場価値の低下を見積もっております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

評価損の見積りに当たっては、出荷実績や評価時点での入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で判断しておりますが、市場環境が予測より悪化した場合には、追加の評価損計上が必要となる可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,203

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に定める企業の分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度末における将来減算一時差異等のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。課税所得の見積りは、取締役会の承認を得た事業計画を基礎としております。

② 主要な仮定

当社の課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、原料価格、製品の販売数量及び販売価格であります。原料価格の予測は主に市場動向を、製品の販売数量及び販売価格は主に需要予測を基に判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である原料価格、製品の販売数量及び販売価格は、将来の不確実性を伴うため、当該仮定に変動が生じ、課税所得の見積額が変動した場合は、翌連結会計年度以降の繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

2. 担保に供している資産	
建物及び構築物	9,851百万円
機械装置及び運搬具	3,043百万円
土地	3,074百万円
その他	513百万円
担保に係る債務の金額	16,352百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	43,472百万円
3. 受取手形の割引高	1,419百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数	
普通株式	21,350,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議いたしました。

決 議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2023年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	315百万円	15円	2023年3月31日	2023年6月30日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月27日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	357百万円	17円	2024年3月31日	2024年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入及び社債（私募債）による方針であります。デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、売掛債権管理制度に従い、1年ごとに主な取引先の信用状況のモニタリングを行い、リスク管理を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、毎月時価の残高管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は長期運転資金及び設備資金に係る資金調達であります。変動金利借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち、長期借入金の一部については、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。なお、社債については、すべて固定金利での調達であり、金利の変動リスクはありません。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）「4. 会計方針に関する事項（4）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

また、営業債務や借入金及び社債は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、定期的に作成する資金繰計画表等に基づき、適切な手許流動性を維持するなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	4,816	4,816	－
資産 計	4,816	4,816	－
(2) 長期借入金（※1）	20,918	20,674	△243
(3) 社債（※2）	2,000	2,000	0
負債 計	22,918	22,675	△243
(4) デリバティブ取引	－	－	－

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含みます。

(※2) 1年内償還予定の社債を含みます。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,816	—	—	4,816
資産計	4,816	—	—	4,816

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	20,674	—	20,674
社債	—	2,000	—	2,000
負債計	—	22,675	—	22,675

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

社債

これらの時価は、私募債につき市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「長期借入金」参照）。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	界面 活性剤	樹脂	化成品	スペシャリテ ィーケミカル	計		
売上高							
日本	23,588	3,184	3,421	12,561	42,756	77	42,833
アジア	3,552	776	1,870	391	6,591	45	6,636
その他	432	3	643	43	1,123	3	1,127
顧客との契約から 生じる収益	27,574	3,964	5,935	12,997	50,471	125	50,596

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、環境調査測定・分析業務等を含んでおります。

2. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

契約負債は、主に、引き渡し時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、8百万円でありま

す。
過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	907円50銭
1株当たり当期純利益	25円99銭

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	31,963
現金及び預金	3,830
受取手形	1,478
売掛金	11,800
商品及び製品	10,433
原材料及び貯蔵品	3,625
前払費用	224
その他	577
貸倒引当金	△7
固定資産	33,147
有形固定資産	19,102
建物	2,999
構築物	7,226
機械及び装置	3,086
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	571
土地	2,940
リース資産	1,847
建設仮勘定	424
無形固定資産	434
ソフトウェア	285
リース資産	140
その他	9
投資その他の資産	13,609
投資有価証券	4,818
関係会社株式	120
関係会社出資金	7,753
繰延税金資産	809
その他	112
貸倒引当金	△3
資産合計	65,110

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	24,141
支払手形	2,231
買掛金	7,050
短期借入金	4,612
1年内償還予定の社債	300
1年内返済予定の長期借入金	5,302
リース債務	393
未払金	888
未払費用	1,716
未払法人税等	35
契約負債	5
賞与引当金	532
その他	1,073
固定負債	24,593
社債	1,700
長期借入金	15,485
リース債務	1,721
退職給付引当金	5,581
長期未払金	41
資産除去債務	63
負債合計	48,735
(純資産の部)	
株主資本	13,713
資本金	1,755
資本剰余金	896
資本準備金	896
利益剰余金	11,225
利益準備金	372
その他利益剰余金	10,852
配当準備積立金	50
別途積立金	1,484
繰越利益剰余金	9,318
自己株式	△163
評価・換算差額等	2,662
その他有価証券評価差額金	2,662
純資産合計	16,375
負債純資産合計	65,110

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	47,240
売上原価	41,304
売上総利益	5,936
販売費及び一般管理費	5,230
営業利益	705
営業外収益	302
受取利息及び受取配当金	129
為替差益	36
物品売却益	56
その他	79
営業外費用	361
支払利息	291
手形売却損	41
その他	29
経常利益	647
特別利益	47
投資有価証券売却益	47
特別損失	67
固定資産廃棄損	67
税引前当期純利益	626
法人税、住民税及び事業税	163
法人税等調整額	△20
当期純利益	484

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計	
		資 準 備 金	本 金 合 計	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	益 金	その他利益剰余金					利 剰 余 金 計
							配 当 準 備 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	1,755	896	896	372	50	1,484	9,150	11,056	△163	13,544		
当期変動額												
剰余金の配当							△315	△315		△315		
当期純利益							484	484		484		
自己株式の取得									△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）												
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	168	168	△0	168		
当期末残高	1,755	896	896	372	50	1,484	9,318	11,225	△163	13,713		

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当期首残高	1,871	1,871	15,416
当期変動額			
剰余金の配当			△315
当期純利益			484
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	790	790	790
当期変動額合計	790	790	959
当期末残高	2,662	2,662	16,375

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	10年～50年				
構	築	物	6年～30年			
機	械	及	び	装	置	8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用見込可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

(3) ヘッジ方針

変動金利支払の借入金を対象に、将来の市場金利上昇が調達コスト（支払金利）に及ぼす影響を回避するため、変動金利による調達資金の調達コストを固定化する目的で金利スワップ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機目的のためにデリバティブ取引を利用することは行わない方針であります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。
- (2) 収益及び費用の計上基準 当社は、事業部及び会社を基礎とした製品のセグメントから構成されており、「界面活性剤」、「樹脂」、「化成品」、「スペシャリティークेमカル」、「その他」の分野において製造販売を行っております。
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

国内取引

主な履行義務は、国内の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、商品及び製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で、当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

また、買戻し契約に該当する有償支給取引については、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。変動対価取引については、計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、契約条件に基づき取引価格を見積もって収益を認識しております。

輸出取引

主な履行義務は、国外の顧客に対して、商品及び製品を引き渡す義務であり、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断していることから、製品の支配が顧客に移転した時点で当該製品と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
棚卸資産評価損（売上原価）	349

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 1. 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
繰延税金資産	809

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「(会計上の見積りに関する注記) 2. 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産	
建 物	2,823百万円
構 築 物	6,975百万円
機 械 及 び 装 置	2,902百万円
工 具 、 器 具 及 び 備 品	513百万円
土 地	2,838百万円
担保に係る債務の金額	16,222百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	35,672百万円
3. 偶 発 債 務	
他の会社の金融機関等からの借入債務等に対する保証	
懷集東邦化学有限公司（借入債務）	42百万円
	(2百万人民币)
東邦化学（上海）有限公司（借入債務）	513百万円
	(24百万人民币)
4. 受取手形の割引高	1,419百万円
5. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	202百万円
短期金銭債務	1,080百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社に対する売上高	467百万円
2. 関係会社からの仕入高	6,045百万円
3. 関係会社とのその他の営業取引高	42百万円
4. 関係会社との営業取引以外の取引高	55百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の総数	普通株式	321,992株
---------------------	------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	161百万円
未払事業税	6百万円
退職給付引当金	1,693百万円
長期未払金	12百万円
関係会社出資金評価損	332百万円
その他	219百万円
繰延税金資産小計	2,427百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△464百万円
繰延税金資産合計	1,963百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,150百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△1,153百万円
繰延税金資産の純額	809百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

種 類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	近代化学工業(株)	120 百万円	界面活性剤の製造	(所有) 直接 100%	5名	商品・製品の販売及び仕入	(※1) 商品の購入	2,309 百万円	買掛金	853 百万円
子会社	懷集東邦化学有限公司	590 万米ドル	化成品の製造・販売	(所有) 直接 91.63%	2名	商品・製品の販売及び仕入 債務保証	(※2) 債務の保証	42 百万円 (2百万 人民元)	—	—
子会社	東邦化学(上海)有限公司	(※3) 9,676 万米ドル	界面活性剤、化成品、樹脂、スペシヤリティーケミカル等の製造	(所有) 直接 100%	3名	商品・製品の販売及び仕入 資金の援助 債務保証	(※2) 債務の保証	513 百万円 (24百万 人民元)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 商品の購入については、市場価格を参考に決定しております。

(※2) 懷集東邦化学有限公司及び東邦化学(上海)有限公司の金融機関の借入残高につき、当社が債務保証を行っており、一定の料率に基づく債務保証料を受領しております。なお、期末借入残高を記載しております。

(※3) 東邦化学(上海)有限公司は、2023年7月18日で無償減資を行い、資本金が減少しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	778円75銭
1株当たり当期純利益	23円03銭

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

東邦化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤正広

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成田礼子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東邦化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

東邦化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤正広
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田礼子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦化学工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第87期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人EY新日本有限責任監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

東邦化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 田中祥雄 印

常勤監査役
(社外監査役) 越智英隆 印

社外監査役 三浦芳美 印

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

ベルサール東京日本橋 D・E会議室
東京都中央区日本橋2-7-1
東京日本橋タワー4階

日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（開場午前9時15分）



交通

日本橋駅（銀座線・東西線・浅草線）B6出口 直結
東京駅（JR線・丸ノ内線）八重洲北口 徒歩6分
三越前駅（銀座線・半蔵門線）B6出口 徒歩3分

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。



東邦化学工業株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。